

津市立幼稚園に在籍する園児の預かり保育実施要綱

平成18年1月1日教育委員会訓第8号

改正 平成27年3月27日教育委員会訓第1号

令和5年7月13日教育委員会訓第1号

(趣旨)

第1条 この要綱は、津市立幼稚園（以下「幼稚園」という。）に在籍する園児への預かり保育の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(預かり保育の実施)

第2条 幼稚園は、地域の実態や保護者の要望により、希望者を対象に、正規の保育時間終了後引き続き、教育課程外の活動として預かり保育を実施することができる。

(預かり保育を行う日)

第3条 幼稚園は、次に掲げる日を除いた日において、預かり保育を実施することができる。ただし、園長が必要があると認める場合には、実施日を変更することができる。

- (1) 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 振替休業日
- (3) 4月1日から4月5日まで
- (4) 8月14日から8月16日まで
- (5) 12月28日から翌年の1月4日まで

(保育時間)

第4条 預かり保育を行う時間は、正規の保育時間終了後2時間（津市立みさと幼稚園にあっては、3時間）を基本とする。

2 正規の保育を行わない日にあっては、午前9時から午後4時（津市立みさと幼稚園にあっては、午前8時30分から午後5時まで）までとする。

(保育の申込み)

第5条 預かり保育を希望する者は、預かり保育申込書（別記様式）に必要な事項を記載し、園長に提出しなければならない。

(施設の使用)

第6条 預かり保育は、幼稚園の施設を使用して行うものとする。

2 園長は、園外保育等の行事において使用する施設を変更するときは、あらかじめ津市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に届け出なければならない。

（利用者負担）

第7条 預かり保育に係る利用者負担については、条例で定める。

（経費負担）

第8条 預かり保育に要する経費は、本市が負担する。ただし、食料費等においては、預かり保育を受けた者の保護者に負担を求めることができる。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この訓は、平成18年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓の施行前に合併前の美里村立幼稚園に在籍する園児への預かり保育実施要綱（平成13年美里村教育委員会告示第1号）、香良洲町立幼稚園に在籍する園児の預かり保育に関する規則（平成13年香良洲町教育委員会規則第5号）又は美杉村立幼稚園に在籍する園児の午後等の保育に関する実施要綱（平成元年美杉村教育委員会要綱第1号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの訓の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則（平成27年3月27日教育委員会訓第1号）

この訓は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和5年7月13日教育委員会訓第1号）

この訓は、令和5年7月18日から施行する。

別記様式（第5条関係）

預かり保育申込書

年 月 日

（あて先） 幼稚園長

（〒 ）

保護者住所

氏名

㊞

園児氏名

幼稚園における預かり保育を希望しますので、次のとおり申し込みます。

1 預かり保育を希望する日又は期間

年 月 日から 月 日まで

□ 正規の教育を行う日 時から 時まで

□ 正規の教育を行わない日 時から 時まで

2 預かり保育を希望する理由

緊急時の連絡先等

(1) 名前 _____ 子どもとの関係 (_____)

(2) 電話 _____ 勤務先 _____

自宅 _____

(_____) _____

(3) その他 _____

※ 保護者氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。